

## 次期富津市地域公共交通計画策定に向けた調査・分析等業務委託仕様書（案）

### 1 業務の名称

次期富津市地域公共交通計画策定に向けた調査・分析等業務

### 2 業務の目的

本業務は、少子高齢化や人口減少に伴う公共交通の利用者減少、運転士不足による路線減便等の現状を受け止め、持続可能な公共交通ネットワークの再構築という視点を踏まえて、令和5年3月に策定した富津市地域公共交通計画（以下「現計画」という。）をアップデートし、令和10年度以降の地域公共交通のマスタープランとなる次期富津市地域公共交通計画（以下「次期計画」という。）の令和9年度策定に向けて、本市が今後目指す地域公共交通の将来像、施策の方向性を検討するために、市内の公共交通の現状、市民や利用者のニーズ等を調査・分析し、問題・課題の整理等を行うことを目的とする。

### 3 業務の対象区域

富津市全域。ただし、市域をまたぐ路線も調査等の対象とする。

### 4 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月12日まで

### 5 業務の内容

本業務の内容は、次のとおりとする。ただし、当該業務内容は、地域公共交通計画策定に向けて必要と思われる標準的な調査・分析事項等を示したものであり、受注者の企画提案により同種の代替案を提示できるものとする。

#### （1）業務の準備

本業務の目的及び内容を十分に把握した上で、作業上問題が生じないように業務遂行の計画を立案し、作業を円滑に進めることができるよう、発注者との協議により下記の各書類を作成し、発注者と十分な打合せを行う。また、当該各書類に係る内容について重要な変更を行う場合も、同様とする。

- ア 業務計画書
- イ 委託業務着手届
- ウ 業務工程表
- エ 業務の組織体制・連絡体制及び担当者一覧表
- オ その他、市が必要と認める書類

## (2) 上位・関連計画等の整理

次期計画策定に向けて、連携及び整合を図ることができるよう、本市の上位・関連計画のほか、当該計画策定に当たって実施された各種アンケート調査、関連事業等から、本市における公共交通の位置付け、相互関係等を整理する。

## (3) 地域の現状・特性、公共交通の現状等の整理

### ア 地域の現状・特性の整理

人口に関する状況（人口分布・密度、年齢別人口、沿線地域の人口特性、人口推移、人口動態等）、人の移動に関する状況、地理的特性、主要施設（公共施設、商工業施設、交流施設、医療機関等）の立地状況等を整理する。

### イ 公共交通の現状整理

公共交通の運行状況、利用状況、バリアフリー化状況、市が保有する利用実態データ等によるタクシー運賃助成事業及び交通空白地有償運送事業に係るODの状況、交通空白地域・交通不便地域の状況等を整理する。

### ウ その他関連する事項に係る現状の整理

公共交通以外の地域の輸送資源（スクールバス、福祉輸送、病院・商工業施設の民間事業者による送迎サービス等）に関する状況等を整理する。

## (4) 各種ニーズ調査等の実施

### ア 市民アンケート調査

市民の移動状況や公共交通の利用実態、ニーズ（潜在需要を含む。）、既存サービスに対する評価等を把握し、整理する。なお、調査対象は、地区別の人口を考慮した上で、住民基本台帳から無作為抽出した3,000世帯とする。

- (ア) 調査票の設問の設定
- (イ) 調査票の作成及び印刷
- (ウ) 発送用及び返信用の封筒の作成
- (エ) 調査票の封入・封緘及び発送

(オ) 調査票の回収（インターネットを活用した回収を含む。）並びに調査票データの集計及び分析

(カ) 調査報告書の作成

※1 調査票の設問の設定に当たっては、発注者と協議し、承認を得ること。

※2 調査対象のデータ抽出は、発注者において行う。

※3 調査票の想定回収率は、30%程度とする。

※4 インターネットによる回答も可能とすること。

※5 調査の実施に必要な経費（郵送料を含む。）は、受注者が負担する。

イ 公共交通利用者等に対するアンケート調査

(ア) 路線バス利用者に対するアンケート調査

市内を運行する路線バス7路線（富津線、イオンモール富津線、富津市役所・君津駅線、湊富津・笹毛線、鹿野山線、竹岡線及び戸面原ダム線）の利用者を対象に、平日・休日に調査員が各路線バスに乗り込み、ヒアリング又は調査票の配布・回収によるアンケート調査を実施し、利用実態、利用特性、利用意向、意見等を把握し、整理する。

※ 5(4)アの(ア)から(カ)まで及び※1から※5までの規定を準用する。

(イ) 富津浅間山バスストップ（高速バス）利用者に対するアンケート調査

平日・休日に調査員が富津浅間山バスストップに待機し、ヒアリング又は調査票の配布・回収によるアンケート調査を実施し、高速バスの利用実態、利用特性、利用意向、意見等を把握し、整理する。

※ 5(4)アの(ア)から(カ)まで及び※1から※5までの規定を準用する。

(ウ) タクシー運賃助成事業の利用登録者に対するアンケート調査

郵送による調査票の配付・回収でアンケート調査を実施し、利用登録者の利用実態、移動の地域別特性、利用意向、意見等を把握し、整理する。なお、調査対象は、地区別の利用登録者数を考慮した上で、申請受付簿に記録された者（登録が抹消されていない者に限る。）から無作為抽出した1,000人とする。

※ 5(4)アの(ア)から(カ)まで及び※1から※5までの規定を準用する。

(エ) 交通空白地有償運送事業の利用登録者に対するアンケート調査

郵送による調査票の配付・回収でアンケート調査を実施し、利用登録者の

利用実態、移動の地域別特性、利用意向、意見等を把握し、整理する。なお、調査対象は、各実施地区の交通空白地有償運送事業の利用登録者数を考慮した上で、利用登録者から無作為抽出した100人程度とし、調査の手続は、発注者及び各地区交通空白地有償運送事業の実施主体と協議して進めるものとする。

※ 5(4)アの(ア)から(カ)まで並びに※1及び※3から※5までの規定を準用する。

ウ 公共交通事業者、庁内関係部署、その他関係機関へのヒアリング調査等  
市内を運行する公共交通の事業者に対してヒアリング調査を実施し、サービス提供者側から見た市の公共交通の問題や課題のほか、各公共交通の利用者の特性を把握し、整理する。なお、ヒアリング調査の方法は、対面又はオンラインによるインタビューを基本とするが、事業者の要望に応じてアンケート形式で実施することもできるものとする。

また、受注者は、必要に応じ、公共交通施策に関わる庁内関係部署のほか、庁外の関係機関に対し、ヒアリング調査、意見照会等を実施するものとする。

※ ヒアリング調査の方向性及び内容については、発注者と協議するものとする。

#### (5) 現計画の検証、本市公共交通の現状分析及び問題・課題の整理等

現計画に位置付けている施策・目標等に係る進捗状況や事業を実施したことによる効果を検証し、整理するとともに、5の(2)から(4)までの整理、調査等を踏まえて現状を分析し、本市の公共交通を取り巻く問題・課題を整理する。

また、当該課題等の整理を踏まえ、次期計画策定に向けた基本方針を検討する。

#### (6) 富津市地域公共交通会議の運営等の支援

必要に応じ、富津市地域公共交通会議に係る資料作成、当該会議での説明等の支援を行うものとする。

#### (7) 打合せ協議、技術的助言

受注者は、本業務を円滑かつ効果的に遂行するために、業務着手前、中間時及び業務完了前の3回に加え、必要に応じ随時、発注者と打合せ協議を行う。その際、受注者は、打合せ協議に必要な資料及び協議記録を作成するものとする。

打合せ協議は、対面のほか、オンラインにより行うものとする。

また、本業務の履行期間中は、専門的知見に基づき、必要な調査・情報収集を随時行い、必要に応じ、発注者に対して助言・情報提供を行うものとする。

## 6 成果品

- (1) 業務報告書 5部 (5(2)から(7)までの結果の取りまとめ)
  - (2) (1)及び本業務に使用した各種資料、分析等に用いた電子データを記録した電子媒体 (光学記録方式の媒体) 1枚
- ※ 電子媒体については、PDF及び加工可能なデータ形式(ワード、エクセル等)で作成し、提出すること。

## 7 成果品の提出先

富津市地域公共交通会議事務局 (富津市企画政策部企画課内)

## 8 成果品の帰属

本業務における成果品及び派生する権利等の副産物は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は、発注者の承諾を受けずに公表し、複写し、複製し、又は第三者に提供してはならない。

## 9 参考図書

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針
- (2) 地域公共交通計画等の作成と運用の手引き
- (3) 地域公共交通計画の「アップデートガイダンス」

## 10 その他留意事項

- (1) 法令遵守

受注者は、本業務の遂行に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

- (2) 個人情報の保護

受注者は、本業務の処理に当たっては、個人の権利・利益を侵害することがないように、個人情報の保護に関する関係法令に基づき、個人情報の漏洩、滅失等の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (3) 守秘義務

受注者は、業務上知り得た個人情報、その他秘密事項を他人に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。本業務終了後も同様とする。

### (4) 資料の提供等

本業務に必要な又は有益な資料で富津市が保有するものは、富津市地域公共交通会議事務局を通じ、所定の手続を経て、受注者に提供するものとする。なお、貸与した資料については、破損、滅失、外部漏洩等のないように、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとする。

### (5) 出典の明記等

受注者は、本業務に関する文献等の資料収集に当たり、信頼できる原典であるかどうかを確認し、当該情報を引用する場合は、その出典を明記しなければならない。

### (6) 損害の賠償

受注者は、本業務の実施に当たり、第三者に損害を与えた場合、直ちにその状況等を発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。なお、当該損害が受注者の責めに帰すべき事由により生じた場合、損害賠償の責任は、受注者が負うものとする。

### (7) 再委託等の禁止

受注者は、本業務の全部若しくは主たる部分を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、主たる部分を除き、発注者の承諾を得た範囲はこの限りではない。

### (8) その他

この仕様書に定めがない事項及び仕様書について疑義が生じた場合は、発注者と受注者で別途協議して決定するものとする。